

公益財団法人日本高専・大学支援財団 2025年度奨学生の募集

標記奨学金の募集について案内します。

【提出先・提出期限】

提出先：学生課学生係窓口（学生課①窓口）

提出方法：各自申請書類をダウンロードのうえ印刷し、必要書類とともに郵送または持参

提出期限：2025年5月12日（月）（厳守）

【奨学金概要】

※募集要項、申請書類等は、以下 URL からご覧いただけます。

<https://jkusf.or.jp/scholarship/>

《応募資格》

・ 共通

日本国籍を有すること。

・ 本科生

対象学年：2025年4月現在における5年次の学生

対象の系：全系

成績要件：前学年年度末成績が所属学科の上位3分の2以内である者

健康要件：疾病等による理由で休学していない者

・ 専攻科生

対象学年：2025年4月現在における1・2年次の学生

対象専攻：全専攻

成績要件：

【1年生】本科在学時の最終学年における学年末成績が所属学科の上位3分の2以内である者

【2年生】前学年年度末成績の各科目の評価点数を、以下のとおりポイント化し、
(単位数×ポイント)の合計÷総単位数(履修登録単位の総数)で算出された値が2.8以上の者。

▼評価点数〈ポイント〉

90点～100点〈4〉／80点～89点〈3〉／70～79点〈2〉／60～69点〈1〉

健康要件：疾病等による理由で休学していない者

≪奨学金額・支給期間≫

奨学金額：月額2万5千円 ※返還不要

支給期間：奨学生として採用されたその年度の4月から、原則として在学大学又は在学高等専門学校を卒業若しくは正規の就学期間（大学の場合、4年次修了）を終了するときまでの期間。

高等専門学校卒業後、大学3年次へ編入する場合には、当該大学を卒業又は4年次修了までの期間。

【学生課学生係への提出書類】

- ① 奨学生願書・履歴書（財団指定用紙、写真添付のこと）
 - ② 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
 - ③ 在学証明書（発行日が申請年度の4月1日以降のもの）
 - ④ 成績証明書（直近の成績が記載されたもの）
 - ⑤ [GPA 計算シート](#)（下記【GPAの算出について】を参照の上ご作成ください）
 - ⑥ 個人情報の取扱いに関する同意書（財団指定様式） ※申請者本人自著
- ※推薦書は学生課で作成しますので、提出不要です。

【その他】

- ・ 本奨学金は、給付型（返還を要しない）であり、原則として、他の奨学金等との併給も可能です。
- ・ 決定時期は令和7年7月下旬を予定しています。
- ・ 財団から奨学生への指導・助言活動の一環として、財団の奨学生、理事、監事、評議員、選考委員及び事務局等の財団関係者が参加する奨学生交流会やOB・OG交流会等を実施します。詳細は後日お知らせいたしますので、奨学生として採用された方はご参加をお願いいたします。
- ・ 応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡をさせていただく（または、応募者本人との面談をお願いする）場合があります。

【GPA の算出について】

(ア)表の対応関係をもとに自身の成績を GP に換算し, (イ)の通り GPA を算出すること

(イ)GPA の算出方法

$$\text{GPA} = \{(4 \times \text{GP4 相当の単位数}) + (3 \times \text{GP3 相当の単位数}) + (2 \times \text{GP2 相当の単位数}) + (0 \times \text{GP0 相当の単位数})\} / \text{総単位数(全科目の単位の合計)}$$

表 評価と GP(グレードポイント)の対応関係

評価	優	良	可	不可
点数	100~80	79~70	69~60	59~0
GP	4	3	2	0

※学生課から各家庭に送付している「成績通知書」(専攻科生は「成績表」)より全学年の累計の GPA を算出すること。成績証明書からでは算出できません(「不可」が記載されないため)。

「不可」がないようであれば、成績証明書からご作成いただいても構いません。

公益財団法人日本高専・大学支援財団

2025 年度奨学生募集要項

1. 趣旨

当財団は、将来、理学、工学系の分野で社会に貢献しうる有用な人材の育成及び教育の発展に寄与するため、理学、工学系の分野を専攻する大学生、高等専門学校生に対する給付型の奨学金の支給事業を実施します。

2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

この奨学金の応募資格は、次の各号に該当する者としてします。

- (1) 出願する年の 4 月 1 日現在、大学又は高等専門学校に在学し、理学、工学系の分野を専攻する学生で、原則として年齢が 35 歳以下であること
- (2) 出願する年の 4 月 1 日現在、大学 2 年生以上又は高等専門学校 5 年生以上に在学していること
- (3) 日本国籍を有すること
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康であること

4. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額 25,000 円

(2) 支給の期間

奨学生として採用されたその年度の 4 月から、原則として在学大学又は在学高等専門学校を卒業若しくは正規の就学期間（大学の場合、4 年次修了）を終了するときまでの期間とします。

なお、高等専門学校卒業後、大学 3 年次へ編入する場合には、当該大学を卒業又は 4 年次修了までの期間とします。

ただし、5. に定める奨学金の停止又は廃止事由に該当する場合には、期間の途中で終了する場合があります。

(3) 支給の時期

初年度4月分から7月分は8月に4ヶ月分をまとめて支給します。

8月分以降は2ヶ月分を翌月20日に支給します。

尚、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とします。

(支給スケジュールは以下の通りです。)

- ① 8月・9月分 → 10月20日
- ② 10月・11月分 → 12月19日
- ③ 12月・1月分 → 2月20日
- ④ 2月・3月分 → 3月20日

5. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。なお、留学期間については、原則として停止するものとしますが、個別事情によっては支給を継続することがあります。

- (1) 留年、休学、留学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学大学又は高等専門学校で処分を受けたとき
- (8) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
- (9) この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき

6. 募集方法

大学又は高等専門学校の窓口を通じて募集します。

原則として学生からの直接応募は一切受け付けません。

7. 応募の手続

次の書類を揃え、大学又は高等専門学校の担当窓口へ提出してください。

- (1) 奨学生願書・履歴書（所定の様式）
- (2) 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
- (3) 在学証明書
- (4) 成績証明書（入学から出願する年の3月までの成績が記載されたもの）
- (5) GPAの学力基準証明書（GPAが記載されたもので、大学又は高等専門学校が

発行する書類であること)

- (6) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）
- (7) 大学学長又は高等専門学校長等（以下「大学学長等」という。）の推薦書（所定の様式）

8. 応募締切日

2025年6月2日（月）当財団事務局必着

9. 選考及び決定

- (1) 選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定します。
- (2) 選考結果については、大学又は高等専門学校及び本人に通知します。（2025年7月下旬を予定）

10. 進級時及び卒業時の手続き

進級時及び卒業時には、次の書類を揃え、事務局に提出いただきます。

[進級する学生] 提出期限：当該年4月末日

- (1) 生活状況報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 異動届出書

[卒業する学生] 提出期限：当該年3月末日

- (1) 卒業後進路報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業証書のコピー又は卒業証明書

11. 交流会への参加

当財団から奨学生への指導・助言活動の一環として、当財団の奨学生、理事、監事、評議員、選考委員及び事務局等の財団関係者が参加する奨学生交流会やOB・OG交流会等を実施いたします。

詳細は後日お知らせいたしますので、奨学生として採用された方はご参加をお願いいたします。

12. その他

応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡をさせていただく（または、応募者本人との面談をお願いする）場合があります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

<資料送付先>

〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名二丁目8番1号
公益財団法人日本高専・大学支援財団 事務局 宛て

<奨学金応募にあたっての留意事項（応募者用）>

【1】応募資格

奨学生の応募資格は、募集要項「3. 奨学生の応募資格」を全て満たす方とします。

【2】応募の手続き

- ① 所属大学又は高等専門学校、学年及び氏名を記載した封筒に、募集要項「7. 応募の手続き」に記載の（1）～（7）すべて書類を入れて、所属大学又は高等専門学校の奨学金担当窓口へ提出してください。なお、所定様式については、所属大学又は高等専門学校の奨学金担当窓口から、コピーを入手してご利用ください。なお、当財団ホームページから、ダウンロードも可能です。
- ② 学長等の推薦書の推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載をして下さい。また、指導教員氏名欄には、役職のほか、応募者との関係がわかるように記載してください。
- ③ 応募にあたってのお問い合わせは、原則として所属大学又は所属高等専門学校の奨学金担当窓口へお願いいたします。応募者個人から当財団事務局への直接のお問い合わせは、なるべくご遠慮ください。

【3】選考方法

選考は書類審査により行います。応募者との面接は予定していませんが、提出書類の記載内容確認のために、事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【4】奨学金の支給

奨学生採用者には、後日、採用通知を送付いたします。奨学金は奨学生本人名義の金融機関口座に振り込みますので、送付された案内資料に従って、指定された期日までに必要書類を提出してください。

【5】遵守事項

奨学金の受給にあたっては、下記事項を順守してください。

- ① 毎年4月の進級時に、前年度の成績証明書及び生活状況報告書（所定様式）を提出してください（卒業時には、進路、就職先についてのアンケート等にご協力ください。）。

いずれの様式も、当財団ホームページから、ダウンロード可能です。

尚、提出期限は、進級時は当該年4月末日、卒業時は当該年3月末日です。

- ② 願書・履歴書に記載した連絡先、家庭状況等に変更があったとき又は下記のいずれかに該当することとなったときは、速やかに事務局へ異動届出書を提出してください。
 - (ア) 留年、休学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
 - (イ) 外国へ留学しようとするとき
 - (ウ) 在学大学又は高等専門学校から指導、処分を受けたとき
 - (エ) 傷い疾病などのため、成業の見込みがなくなったとき
 - (オ) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ③ 奨学生に採用された場合、支給期間の途中で、奨学金受給を辞退されることのないように、十分に検討の上、応募するようにして下さい。

以上

公益財団法人日本高専・大学支援財団 事務局